

## 第 1 章 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 監査の期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事項（選定した特定の事件（テーマ））

岡山市の債権の管理に係る事務の執行

#### (2) 対象年度

平成 29 年度（必要に応じて他年度も対象年度に含める。）

### 4 特定の事件（テーマ）を選定した理由

- (1) 岡山市では、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的として、平成 28 年 3 月 24 日に債権管理条例及び同施行規則を制定し、同年 4 月 1 日から施行している。
- (2) 平成 29 年 3 月に策定された岡山市行財政改革推進プランでは、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減等が懸念される中、市民生活の向上と活力ある都市づくりを推進するためには、確実な市税徴収の努力が必要であるとして、債権管理条例に基づき適正な債権管理の徹底を図ることを具体的な取組みとして掲げている。
- (3) そこで、外部の専門家の立場から、岡山市の債権管理の実態を調査・分析して、債権管理条例及び同施行規則等に基づいて債権管理が適正になされているかを検証し、問題点を指摘し、具体的な改善策を提言することは、上記岡山市行財政改革推進プランに沿うものであり、有用であると考えます。

- (4) 以上より，岡山市の債権の管理に係る事務の執行を特定の事件（テーマ）として選定した。

## 5 監査の要点

### (1) 適法性（合规性）

債権の管理に係る事務の執行が，適法になされているか。

### (2) 有効性

債権の管理に係る事務の執行が，市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営という目的を達成するために有効か。

### (3) 効率性

債権の管理に係る事務の執行が，市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営という目的を達成するために効率的になされているか。

### (4) 経済性

債権の管理に係る事務の執行の経費が，市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営という目的を達成するために最小限に抑えられているか。

## 6 監査スケジュール

### (1) 平成 30 年 5 月～同年 6 月

ア 岡山市の債権管理の概要を把握するための調査

イ 監査手続及び監査範囲確定のための予備調査（複数部署に対するヒアリング及び書類調査等）

### (2) 平成 30 年 7 月～平成 31 年 2 月

ア 監査手続の実施（関係部署に対するアンケート調査，ヒアリング及び書類調査等）

イ 監査結果の分析・検討

### (3) 平成 30 年 10 月

中間報告

(4) **平成 30 年 11 月～平成 31 年 2 月**

監査報告書の作成

(5) **平成 31 年 3 月**

監査報告書の提出

## 7 監査の手続

(1) **監査対象債権の選定**

**参考資料（平成 30 年度岡山市行政機構図）**の網掛けした部署に対して、債権の管理状況に関するアンケート調査を実施した。その回答内容に基づき、平成 29 年度の収入未済額が 100 万円以上の債権を監査対象債権として選定した。

(2) **監査対象債権の監査手続**

ア 監査対象債権の主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 管理する債権の名称、分類、収入未済等の状況を確認する。
- ② 債権管理を担当する職員の人数・役割、債権の管理に係るマニュアル・台帳、滞納者に関する情報収集の方法、異動に伴う業務引継状況等の管理体制を確認する。
- ③ 債権の徴収に係る事務の執行状況及び事務執行上のミスが生じるリスクの把握とその予防体制を確認する。
- ④ 債権の消滅に係る事務の執行状況及び事務執行上のミスが生じるリスクの把握とその予防体制を確認する。
- ⑤ 不納欠損処分に係る事務の執行状況及び事務執行上のミスが生じるリスクの把握とその予防体制を確認する。
- ⑥ 債権を管理するにあたって参照すべき法令等を確認する。
- ⑦ 上記①～⑥に係る契約書、督促状、分納誓約書等を確認する。

イ なお、債権管理事務は、債権の発生後、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務（債権管理法 2 条 2 項本文参照）として、原則的に債権の発生自体は監査手続の対象としていない。

## 8 監査対象部署

下表の部署を監査対象部署として監査手続を実施した。

債権対策室	こども福祉課
契約課	こども総合相談所
課税管理課	就園管理課
収納課	産業廃棄物対策課
料金課	環境事業課
市税事務所	環境施設課
生活安全課	東部クリーンセンター
人権推進課	都市企画総務課
福祉援護課	住宅課
国保年金課	下水道営業課
医療助成課	会計課
高齢者福祉課	水道局営業課
介護保険課	水道局お客様センター
障害福祉課	市場事業部
福祉事務所	

## 9 監査結果の区分

合規性又は経済性，効率性，有効性に関して，改善すべき重要事項と監査人が判断したものを「指摘」とし，著しい問題はないが，改善が望ましい事項と監査人が判断したものを「意見」としている。

## 10 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	池田曜生（弁護士）
補助者	松井健二（弁護士）
補助者	秋山裕史（弁護士）
補助者	藤本英臣（弁護士）
補助者	山本多美子（弁護士）
補助者	小橋仙敬（公認会計士）
補助者	大田淳一（公認会計士）

## 11 利害関係

選定した特定の事件（テーマ）につき，自治法 252 条の 29 により記載すべき利害関係はない。